

機関番号：15301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03208

研究課題名(和文) 民事訴訟における主張過程についての基礎的研究

研究課題名(英文) Research on Pleading Process in Civil Procedure

研究代表者

伊東 俊明 (ITO, TOSHIAKI)

岡山大学・法務研究科・教授

研究者番号：60322880

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：主な研究成果の概要は、以下のとおりである。第一は、審理過程論は、争点決定手続や宣誓制度という一定の制度を背景とする議論であり、そのような制度を有しない法体制の下では、当該制度の欠缺を補完する法理(具体的には、情報開示義務・事案解明義務等である)が必要となることである。第二は、主張過程においては、裁判所との関係では、当事者は事実(情報)・証拠の処分権能を有しているが、当事者間との関係では、事実(情報)・証拠の処分権能を必ずしも有していないことである(主張過程に当事者間の情報流通機能を見出す方向での議論が必要となる)。

研究成果の概要(英文)：The outline of the main research results is as follows. First, the theory of hearing proceedings is a debate with a certain system called "Litis Contestatio" and "Eid" system, and under the legal system without such a system, it is necessary to have a theory that complements the absence of the system. Second, in the pleading process, in the relationship with the court, the parties have the authority to dispose of facts (information) and evidence, but in relation between parties, the right to dispose of facts (information) and evidence is not necessarily the parties does not have it.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：弁論主義 主張責任 事案解明義務 情報提供義務

1. 研究開始当初の背景

(1) 民事裁判(判決・決定)によって影響を受ける者(当事者・補助参加人・関係人等)は、自ら手続に参与して、裁判資料を提出するとともに、相手方が提出した資料や裁判所によって収集された資料にアクセスして必要な反論をする機会が与えられなければならない、という「手続保障」を重視する考え方は、弁論主義が妥当する訴訟手続に限らず、職権(探知)主義が妥当する非訟手続においても妥当するというのが、近時の学説・判例・立法における一般的な理解である。とりわけ、平成23年5月25日に公布された非訟事件手続法(同年法律51号)と家事事件手続法(同年法律52号)は、このような考え方に基づき、当事者(裁判によって影響を受ける者)に対しての手続保障を図るための制度(参加制度、記録の閲覧謄写に関する制度、陳述聴取の機会を保障する制度等)を導入した法律である。

このような手続保障が実現された民事裁判手続といえるためには、その前提として、民事訴訟手続における裁判所の職責・役割と当事者の責務・権能とが明らかにされている必要がある。具体的には、例えば、裁判所の職責・役割に関しては、事実や情報を積極的に探知する義務を負うか、あるいは、当事者などに対する意見陳述の機会(弁論権、立会権、異議権等の当事者権)をどのように確保すべきかが問題となり、他方、当事者の責務・権能に関しては、相手方および裁判所に対して情報や証拠を提供する義務を負うかが問題となり、このような問題群(参加や不服申立てに関する制度設計も問題となる)に関する具体的な制度設計や解釈論を展開する必要があると考えられる。

(2) 本研究報告書作者自身のこれまでの研究は、民事訴訟手続、とりわけ、主張過程における当事者の責務としての情報・証拠の収集・提出に関する規律に照準を合わせた検討を行い、その結果、情報・証拠の収集・提出をめぐる規律を構築するためには、原告・被告という訴訟法的法律関係の基礎にある実体的法律関係に着目する必要があるという示唆を得た。

本研究は、単なるスローガンになりがちな「手続保障」に関する議論を充実させるためには、判決に至るまでの審理過程の有する意義および機能についての再検討が必要となるのではないかと、という問題関心に基づくものである。具体的には、主張過程と証明過程とでは、当事者に保障されるべき権能の内容が異なるのではないかと、主張過程を単に証拠調べの対象となる争点を確定するための手続と捉えることでは不十分ではないかと、弁論主義/職権探知主義ないし主要事実/間接事実という議論の枠組みは、主張過程における当事者および裁判所の行為規律にとって不十分ではないかと等という問題関心であ

る。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、民事訴訟の主張過程における当事者間および当事者・裁判所間の権限・責任分配を規律する準則・原則の基礎となるべき思想・考え方を明らかにすることによって、主張過程の有する意義・機能を再構築することを目的とするものである。

(2) 具体的には、ドイツ法における争点決定手続(Litis Contestatio)・宣誓制度(Eid)をめぐる議論や応訴義務論等の法制史的・比較法的な検討を通して、主張過程(争点決定プロセス)と証明過程(事案説明プロセス)との違いを明らかにしたうえで、主張過程における当事者の情報・証拠についての処分権能と裁判所の職責・権能に関する規律を適切に設定するための分析視角を獲得し、主張過程に意義・機能の再構築を試みるものである。本研究は、1に記したような問題意識に基づき、これまでの研究成果を基礎として、主張過程の有する意義と機能について、法制史のおよび比較法的な検討を行うものである。具体的には、日本法の立法・議論に対して多大な影響を与えたドイツ法の議論(審理過程をめぐる理論および制度の生成過程に関する議論を中心に採りあげる)の分析を通して、主張過程における当事者および裁判所の行為規律に関する解釈論および制度論を展開するための視座を得るために、その基礎となるべき思想・考え方を明らかにすることを目的とするものといえることができる。

3. 研究の方法

(1) 研究目的を達成するために、研究期間内において、以下の項目についての研究を実施する予定であった。ドイツ法における議論を対象とするものとして、Litis Contestatio(争点決定)をめぐる法制史的・比較法的研究、審理過程における当事者の権限と裁判所の責務をめぐる議論についての比較法的研究、Eid(宣誓)についての法制史的・比較法的研究、裁判外紛争処理手続における当事者の責務・権限についての研究であり、イングランド法・アメリカ法における議論を対象とするものとしては、イングランド法およびアメリカ法における訴答手続についての研究である。

(2) 具体的に予定した検討項目は、下記のとおりである。

Litisi Contestatio(争点決定)についての法制史的・比較法的研究

民事訴訟の審理過程における当事者および裁判所の行為規律の基礎をなす思考・考え方が形成された制度的な背景について法制史的な分析を行う近時のドイツ法の議論を手がかりとして研究を行う。ドイツ法における民事訴訟手続の歴史的な変遷を踏まえた

うえで、原告の訴え・主張に対して、被告は応訴義務・応答義務を負うか、負うとするとそれは何故か、どのような内容の義務であるか（応訴義務・陳述義務の正当化根拠および具体的内容に関する問題）、また、原告と被告との関係において、裁判所は、どのような義務を負っているのか（裁判所の釈明義務・職権探知義務等に関する問題）、争点決定（Litis Contestatio）は、弁論主義／職権探知主義という審理原則の形成に対して、どのような影響を与えたのか等という問題意識に基づき、分析を行う。

審理過程における当事者の権限と裁判所の責務をめぐる議論についての比較法的研究

の研究と並行して、わが国の民事訴訟法の立法および学説・判例の形成に対して多大な影響を与えたドイツ法における当事者支配（Parteiherrschaft）と裁判所の権限（Richtermacht）の関係をめぐる議論についての比較法的な分析を行う。

具体的には、ドイツ法における近時の議論を手がかりとして、民事訴訟の審理過程（主張過程と証明過程）における争点決定と事実の解明に対して、当事者（原告・被告）は、どのような責任（義務）を負い、どのような権限（処分権能）を有するのか、また、裁判所は、どのような職責を負っているのか、という分析視角からの検討を行う。

ドイツ法における宣誓（Eid）の意義と機能についての研究

ドイツ法における宣誓（Eid）制度の意義と機能に関する近時の議論（Jan Dirk Harke, Der Eid im klassischen roemischen Privat- und Zivilprozessrecht, 2013 を手がかりとする）の検討を通して、民事訴訟における主張過程とそれを前提とする証明過程における当事者の責務・権能と裁判所の責務に関する規律の基礎にある思想・考え方を特定するとともに、ドイツ法における Eid と Litis Contestatio の関係を明らかにする。

イングランド法・アメリカ法における訴答手続についての研究

日本法およびドイツ法とは法体系が異なるイングランド法に訴権論についての研究を行う。具体的には、イングランド法の訴答手続（writ/pleading）に関する史的展開や学説・裁判例における議論についての分析を行う。分析に際しては、ドイツ法とイングランド法との比較法的な研究を行う近時のドイツ法における議論を手がかりとする。

また、アメリカ法がイングランド法の訴答手続を継受する過程（アメリカ連邦民事訴訟規則の pleading ルールの変遷）における議論についても検討を行う。

裁判外紛争処理手続における当事者の責

務・権限についての研究

裁判所を介しない紛争処理手続において、当事者は、どのような責務を負い、どのような権限を有するかについて、近時のドイツ法の議論の検討を通して、研究を行う。具体的には、「調停者のいない調停（Mediation ohne Mediator）」として、「協働／協同法（Collaborative Law）」という新しい紛争処理規範（ルール）を呈示する近時の議論についての分析を行う予定である（Martin Engel, Collaborative Law, 2011 を中心に検討を行う。この議論は、なぜ当事者は紛争処理のために協働／協同しなければならないのか、という基礎的な分析を行ったうえで、紛争処理手続の開始の要件、紛争処理手続の審理過程における行為準則、紛争処理手続の終了の効果について適用されるべき規律について、民事裁判手続に適用される法準則との比較検討を行い、新たな紛争処理規範（ルール）の定立を目的とするものである）。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果は、以下のとおりである。

第一は、弁論主義の根拠論や証明責任論、争点決定手続や宣誓制度という一定の制度を背景として成立した議論であり、そのような制度を有しない法体制の下では、制度の欠缺を補完する法理（第二次主張責任や事案解明義務に関する理論等）が必要となることである。

第二は、証明過程と異なり、主張過程においては、裁判所との関係では、当事者は事実（情報）・証拠の処分権能を有しているが、当事者間との関係では、各当事者は、事実（情報）・証拠の処分権能を必ずしも有していないことである。そして、情報・証拠の提出に関する当事者間の行為規律は、当該訴訟の訴訟物に係る実体的法律関係を一次的な指針とすべきであることである。

第三は、日本法の議論で暗黙の前提となっていた「証明責任を負わない当事者は相手方に有利となる事実（情報）や証拠を提出する義務を負わない」という準則は公理ではないことである。

第四は、ドイツ法の議論を参考とするためには、ドイツ民事訴訟法における争点決定手続（Litis Contestatio）および宣誓制度（Eid）の有していた意義と機能についての検討が必要不可欠となることである。

第五は、弁論主義と職権（探知）主義という審理準則が、訴訟（ないし非訟）における当事者の責務・権限をめぐる議論に対して影響を及ぼしていることである。

第六は、民事訴訟の主張過程における「当事者」の事実（情報）・証拠の処分権能の根拠・内容を明らかにするためには、「当事者」の地位にあることと訴訟追行権の規律との関係、別言すれば、「当事者」と「当事者でない者」（例えば、補助参加人や代理人である）と訴訟追行権の内容が異なるか、異なる

として、その違いは何によって根拠づけられるのか、といった分析視角からの検討が必要不可欠となることである。

上記で挙げた事柄は、いずれも抽象的な内容であり、すでに先行研究によって指摘されていることではあるが、今後、民事訴訟における審理過程の規律に係る議論を深めるためには、再確認しておくことが重要であると考えられる。

とりわけ、第六で挙げた点については、「審理過程論」と当事者に関する様々が理論的問題（当事者論、訴訟担当論、既判力の人的範囲に係る議論、多数当事者論）および「訴訟参加論」とを連関される視点ということができ、特に重要であるように思われる。

本研究の主たる成果として公表した論文として、下記〔雑誌論文〕に記載したがある。の結論として呈示した点は、以下のとおりである。

第一は、補助参加の充実化を試みる方向での議論が有益となる点である。補助参加人の訴訟追行権の根拠をめぐる議論を深めることによって、当事者の訴訟追行権に係る議論を深めることができると考えられる。

第二は、訴訟参加論と主観的追加的併合論との連携を図る方向での議論が有益となることである。この方向での議論も、ひいては、当事者の地位と訴訟参加人の地位との異同とその論拠を明らかにするための議論を充実させることになると思われる。

(2) 本研究期間では十分に検討することができず、今後、継続的に研究する必要がある点は、以下のとおりである。

第一は、ドイツ法における「争点決定(Litis Contestatio)」に関する研究である。争点決定の起源は、ローマ法にあり、その史的展開を検討する必要があるが、その沿革は複雑であるため、本研究期間では十分な検討を行うことができていない。

第二は、ドイツ法における「宣誓」(Eid)に関する研究である。「宣誓」といっても、その機能に着目すると、様々な宣誓制度があり、その相互関係が複雑であり、それを検討するためには、各々についての史的展開をトレースする必要がある。民事訴訟における当事者および訴訟関係人の意思の尊重という考え方を考えるうえで、宣誓制度の意義・機能を明らかにすることが必要となると考えられるため、これについては、継続的に研究を進める予定である。

第三は、裁判外紛争処理手続における当事者の責務・権限についての研究である。この点に関しては、民事訴訟に関する検討に重点を置いたため、本研究期間ではほとんど検討を進めることができなかったが、裁判という公権力に基づく紛争解決手続における当事者の地位に関する議論を相対化するために有益となると考えられるため、これについても、継続的に研究を進める予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

伊東俊明、訴訟参加人の地位・権限に関する覚書、岡山大学法学会雑誌 66 巻 3/4 号、819-860 頁、2017 査読無

伊東俊明、補助参加の利益について、松本博之先生古稀祝賀・民事手続法制の展開と手続原則 143-159 頁、2016 査読無

伊東俊明、補助参加の利益、民事訴訟雑誌 62 号 103-114 頁、2016 査読無

伊東俊明、間接事実の自白、別冊ジュリスト・民事訴訟法判例百選(第5版)116-117 頁、2015 査読無

〔学会発表〕(計1件)

伊東俊明、補助参加の利益 - 兼子理論の再検討(シンポジウム『当事者論の現代的課題』)、日本民事訴訟法学会、平成 27 年(2015 年)5 月 17 日、明治大学・駿河台キャンパス(東京都千代田区)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊東 俊明(IT0, Toshiaki)
岡山大学大学院法務研究科・教授

研究者番号：60322880

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
()